

年末年始の国内外旅行の新型コロナウイルス対策のための規制強化（東カリマンタン州入域に関する回章）

令和2年12月28日
在スラバヤ日本国総領事館

●東カリマンタン州政府は、同州への入域に関し、12月24日から明年1月10日にかけて、出発前2×24時間以内の陰性証明書の携行を義務付けました。

1. 東カリマンタン州知事は、12月24日から明年1月10日までの間、東カリマンタン州に入域する旅客を対象とする規制を含む回章を発出しました。

（1）空路利用の旅客

入域に際し、出発前2×24時間以内の迅速抗体検査、迅速抗原検査又は鼻咽頭拭い液式PCR検査の陰性証明書の携行とヘルス・アラートカード（e-HAC）の入力が義務付けられています。

（2）陸路又は海路の旅客

入域に際し、出発前2×24時間以内の迅速抗体検査又は迅速抗原検査の陰性証明書の携行が義務付けられています。

（3）いずれの旅客においても、同州での滞在期間中及び同州出発時においても14日以内に発行された陰性証明書を保持していなければなりません。

2. 同州への移動・滞在を予定している方は、地方政府等の方針や航空会社の案内などをこまめに確認する等最新情報の入手に努めて下さい。

3. なお、同回章では、屋内外での年末年始を祝うパーティーや花火・爆竹等の使用を強く禁止しています。同州内在住の邦人の皆さまにおかれましても、引き続き感染対策とともに当局の規制にご注意ください。

（了）